

合併特集コーナー

第4回・第5回新潟地域合併問題協議会が開催され、そこで決定した各項目についてお知らせします。

- 1、市町村長及び議員の任期については、合併時において失職する。(定数特例の適用)
- 2、地域審議会は新潟市を除く市町村に設置する。
- 3、合併の方式は編入合併とする。
- 4、新潟市の制度が各市町村の制度より上回っている91事業は新潟市の制度を「適用」又は「統一」する。
「適用」：新潟市に制度があり、各市町村に制度がない場合
「統一」：各市町村においても制度があるが、新潟市の制度の方が上回っている場合
- 5、各市町村の財産(権利及び義務を含む)及び公の施設は、全て新潟市に引き継ぐ。
- 6、使用料・手数料の取扱いについては下記のとおりとする。

項目	調整方針案
税務関係手数料	新潟市の制度に統一する
戸籍・住民基本台帳関係手数料	新潟市の制度に統一する
狂犬病予防関係手数料	新潟市の制度に統一する
鳥獣飼養許可証関係手数料	新潟市の制度に統一する
出店許可証交付手数料	新潟市の制度に統一する
農地関係手数料	新潟市の制度に統一する
斎場使用料	新潟市の制度に統一する(ただし、火葬場以外の使用料については、当分の間、現行のとおりとする)
老人福祉センター使用料	新潟市の制度に統一する(ただし、個室の使用料については、当分の間、現行のとおりとする)
露店市場出店料(常置露店)	新潟市の制度を適用する
露店市場出店料(定期露店等)	当分の間、現行のとおりとする
公民館使用料	当分の間、現行のとおりとする
体育館使用料(専用利用の場合)	当分の間、現行のとおりとする
体育館使用料(個人利用の場合)	当分の間、現行のとおりとする
体育館付属設備使用料	当分の間、現行のとおりとする
野球場使用料	当分の間、現行のとおりとする
庭球場使用料	当分の間、現行のとおりとする
プール使用料	当分の間、現行のとおりとする
一般廃棄物処理手数料(ごみ処理手数料)	調整中

7、町字名の取扱いについては、各市町村の意向を尊重する。ただし、重複等が生じないよう調整する。

※ 詳しく知りたい方は、役場総務課で閲覧できますのでお気軽にお越しください。

お問い合わせは役場総務課企画財政係までお願いします。

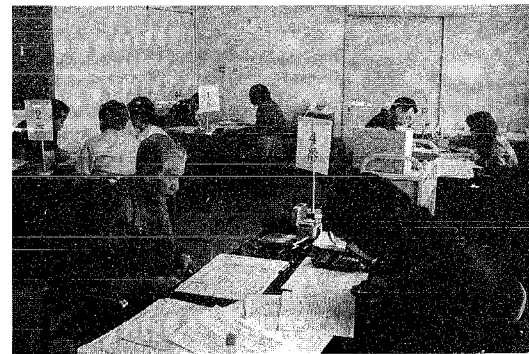
TEL 38-3111 (内線252)

所得税および住民税の申告はお済みですか

正しい申告を!

平成14年分の申告はお済みでしょうか。3月17日の申告期限内に必ず申告されますよう、お願いします。

3月17日(月)までに



所得税の申告は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者自身が、自ら自分の所得を正しく計算して納税するという

「申告納税制度」を採用しています。確定申告をしなければならぬ方が申告しなかったり、誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%または10%の加算額が課され、更に、年利14.6%の延滞税も納めなければならないこととなります。

申告書を自分で書くときは

申告書を自分で書くときは、「所得税の確定申告の手引き」等を参考にしてください。「所得税の確定申告の手引き」に示されている記載例に基づいて記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっ

納税は期限内に、振替納税のご利用を

平成十四年分の確定申告による所得税の納期限は平成十五年三月十七日(月)です。できるだけ早めにお済ませください。また、振替納税を既に利用されている方は、指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。振替納税をまだ利用されていない方は、納税のための手数が省け、うっかり納期限を忘れてしまうこともない振替納税が、大変便利です。是非ご利用ください。



軽自動車税の申告について 3月31日(月)まで

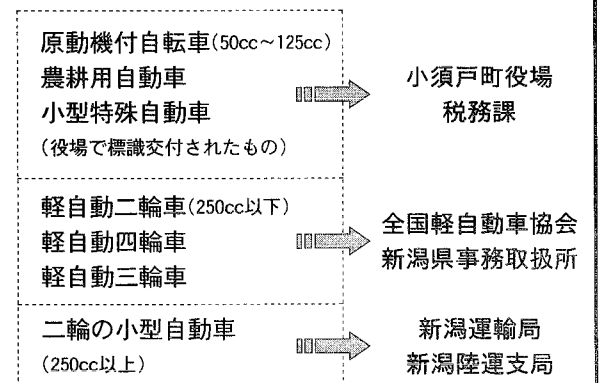
原動機付自転車、軽自動車、農耕用自動車(トラクター、コンバイン)等を取得、廃車、譲渡した場合はその都度必ず所定の申告手続きをお願いします。

また、死亡・転出された方の所有する軽自動車の変更手続きをされずそのままになっているものがありますので、これも必ず手続きをお願いします。

特に、廃車、譲渡については手続きを忘れていた場合軽自動車税が課税されることがありますので注意してください。

※軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されますので、転売等による名義変更や廃車、盗難及び住所変更等が生じた各軽自動車の申告手続きは3月31日(月)までに役場や各事務所へ届出を済ませてください。

【申告書の提出先】



問い合わせ先
役場税務課 資産税係 (電話 38-3111 内線140)